

東弁24人第499号
2013年3月14日

府中刑務所
所長 横尾 邦彦 殿

東京弁護士会
会長 斎藤 義房

人権侵害救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り勧告いたします。

記

第一 勧告の趣旨

申立人が平成20年5月23日から同月27日までの間に懲罰中の物品使用許可を出願した、別紙物品目録記載の本件書籍等38点の物品は、いずれも申立人の訴訟の準備に必要と認められるものであり、貴所が、同年7月17日の懲罰執行終了までの間、上記出願に対し31点について使用を許可せずこれらを申立人に交付しなかった措置は、申立人の訴訟準備を不当に妨げる行為であって、申立人の裁判を受ける権利を侵害したものです。

今後は同様の措置をとることなく、必要性の認められる物品については速やかに使用を許可し被収容者に交付するよう勧告します。

第二 勧告の理由

1 認定した事実

(1) 前提事実

- ① 申立人は、イラン・イスラム共和国の国籍保有者であり、平成3年に来日した。麻薬取締法違反により懲役6年の判決を受け、平成17年1月31日に府中刑務所に入所した。
- ② 申立人は、本件人権救済申立書を日本語で作成し、また、本件に関する事情聴取を通訳を介することなく行い得る程度の日本語の能力を有している。

(2) 本件書籍等の使用許可願いと物品の不交付

- ① 申立人は、平成20年5月27日から同年7月17日までの間、閉居50日の懲罰を受けた（ただし、同年7月2日から同月4日までの間、懲罰執行停止）。

- ② 申立人は、平成20年5月23日から27日までの間に、提起している民事訴訟に係る東京地方裁判所あての認書について、閉居罰執行中の物品（本件書籍等38点）の使用許可を出願した。これに対し、府中刑務所職員は、同日夕方、申立人に対し、全物品についてその必要性を疎明するよう告げた。
- ③ 申立人は、同月29日、願せんに記載した物品全部が裁判書類の作成・記載のために必要であり、使用する物品について説明を要求するのであれば通訳を連れてきて欲しいとする内容の、ペルシャ語による疎明文書を提出した。当該文書は、同日、府中刑務所において、翻訳が行われた。
- しかし、府中刑務所は、なお疎明が不十分であるとして、申立人に対して、更なる疎明を求めた。
- ④ 同月30日、申立人は、ペルシャ語で作成された2度目の疎明文書を府中刑務所に提出した。
- 同日、府中刑務所は、本件書籍等のうち、六法全書2セット、判例六法1冊、ボールペン（青）1本、ボールペン（黒）1本、封筒1束及び便せんの使用を許可し、これらを申立人に交付した。
- この際、上記7点以外の物品について、府中刑務所職員が、申立人に対し、使用を不許可とする旨を告げたかどうかについては主張が対立しているが、少なくとも、同年7月17日の閉居罰執行終了までの間、使用許可がなされず物品が交付されなかったことが認められる。
- ⑤ 申立人は、本件について、同年6月26日付で人権救済申立書を作成し、当会あてに発送した。
- ⑥ その後、申立人は、平成20年9月19日から閉居60日の懲罰を受け、同日、本件書籍等について閉居罰執行中の物品の使用許可を出願した。府中刑務所は同日これを許可して、申立人に本件書籍等を交付した。

(3) 本件以前の物品使用願いの許可状況

申立人は、府中刑務所への入所以降、数件の民事訴訟を本人訴訟により提起しており、懲罰により自弁の物品の使用や書籍の閲覧が停止された際には、訴訟書類の作成に必要な物品や書籍等について、懲罰執行中の物品使用許可を得てこれを使用する必要があった。

そのため、申立人は、本件物品使用願いの出願以前に、本件書籍等（「通じる英語・日本語」1冊、「外国人の法律相談」1冊、「犯罪心理」1冊、「刑務所のすべて」1冊及び「英和単語帳」1冊を除く）の使用願いを、平成18年8月10日、同月25日、同19年4月13日、同年6月8日、同月28日、同年9月20日、同年10月18日、同年12月11日、同20年1月11日、同月25日、同年2月15日、同月21日及び同年4月5日の13回にわたり行っているが、これらは全て許可されている。

そして、これら13回の物品使用願いに際して、申立人が文書による必要性の疎明を行ったことは一度もなかった。

2 判断

- (1) 本件書籍等のうち、「通じる英語・日本語」1冊、「外国人の法律相談」1冊、「犯罪心理」1冊、「刑務所のすべて」1冊及び「英和単語帳」1冊を除く33点については、本件以前に13回にわたり懲罰執行中の物品使用が許可されていた。また、本件に限り7点（六法全書2セット、判例六法1冊、ボールペン（青）1本、ボールペン（黒）1本、封筒1束及び便せん）を除き使用を許可しなかった実質的理由について府中刑務所から合理的な説明がない。さらに、そもそも、上記の本件以前の13回にわたる許可の際には文書による必要性の疎明を求めていないにもかかわらず、本件において文書による疎明を求めた理由について、府中刑務所は、「認書作成に必ずしも必要とは認められない物品が含まれた願い出であったため」と説明する。しかし、対象となる物品の大半は同一なのであるから、それらが「認書作成に必ずしも必要とは認められない物品」であるというのであれば、過去の願い出においても疎明が求められていたはずであって、かかる説明も不合理である。

以上の事情からすれば、上記33点は、本件において申立人が裁判書類を作成するにあたり必要性があり、本来、使用が許可されてしかるべきものであったものと認められる。

- (2) また、過去に許可された事実がない「通じる英語・日本語」1冊、「外国人の法律相談」1冊、「犯罪心理」1冊、「刑務所のすべて」1冊及び「英和単語帳」1冊の5点についても、上記33点と対比すれば同様に必要性があるものと推測されるものであるし、また後の平成20年9月19日の出願に対してはこれら5点についても使用が許可されている。これらの事情からすれば、初めての出願であった上記5点も、本件において、申立人が裁判書類を作成するにあたり必要性があり、本来、使用が許可されてしかるべきものであったものと認められる。

- (3) 本件書籍等が、申立人が裁判書類を作成するにあたり必要なものであった以上、府中刑務所は可及的速やかにこれを許可して申立人に本件書籍等を交付すべきである。にもかかわらず、府中刑務所が、平成20年5月23日から同月27日までの間になされた、本件書籍等38点についての懲罰中の物品使用許可の出願に対し、同年7月17日の懲罰執行終了までの間、31点について使用を許可せずこれらを申立人に交付しなかったのは、申立人の訴訟準備を不当に妨げる措置であって、申立人の裁判を受ける権利の侵害に当たる。

ただし、府中刑務所は、平成20年9月19日執行開始の閉居罰以降、かかる不当な措置を改め、本件書籍等38点のすべての使用を許可し申立人に交付していることから、府中刑務所に対する処置としては、警告ではなく勧告にとどめるのが相当である。

よって、府中刑務所に対し、勧告の趣旨記載の通り勧告する。

以 上

(別紙)

物 品 目 録

- 1, 2, 六法全書 (2セット)
- 3, 判例六法
- 4, 広辞苑
- 5, 日本語ペルシア語辞典
- 6, 英和辞典
- 7, 和英辞典
- 8, 通じる英語・日本語
- 9, 英和単語帳 (本)
- 10, 漢和辞典
- 11, スペイン語・日本語辞典
- 12, 私の英単語帳を公開する (本)
- 13, 犯罪捜査と裁判 (本)
- 14, 訴訟は本人で出来る
- 15, 弁護士いらず
- 16, 犯罪心理学
- 17, 刑務所のすべて (本)
- 18, ようこそと言える日本へ (本)
- 19, たった 400 字で説得出来る (本)
- 20, 外国人犯罪者 (本)
- 21, 外国人の法律相談 (本)
- 22, 訴訟上必要受信一式
- 23, 裁判書類等 (合冊) 15 冊
- 24, 裁判所類等 (ファイル) 6 冊
- 25, 認書用具 (けい紙、カーボンなど)
- 26, ノート
- 27, ボールペン (黒)
- 28, ボールペン (青)
- 29, ボールペン (赤)
- 30, シャープペンとその芯
- 31, 色えんぴつ
- 32, 蛍光ペン
- 33, 消しゴム
- 34, えんぴつけずり
- 35, 定規
- 36, ふでいれ
- 37, 封筒
- 38, 便せん